〈論　文〉

〈ふるさと〉の文化遺産化と観光資源化

――京都府南丹市美山町「かやぶきの里」をめぐって――

中　井　治　郎

1. はじめに

農山村の地域振興，つまり「村おこし」として観光産業が注目されるようになって久しい。基幹産業であった農林業の低迷や少子高齢化と人口流出による過疎に喘ぐ日本中の農山村が，自然環境や特産物，地域の伝統文化など，ありとあらゆる資源を動員しながら観光産業にその活路を見出そうとしている。このような観光開発による地域振興は，いまや環境省の奨励するエコ・ツーリズム（1990 年）や農林水産省の奨励するグリーン・ツーリズム（1993 年），さらには「観光立国推進基本法」（2007 年）や 2008 年の観光庁発足という国家レベルの動きと連動しながら，村おこしの定石となっているといえるだろう。

そして大きな「ハコモノ」に頼ることなく地域にもとから「あるもの」を観光資源として掘り起こしていくことが多い近年の農山村の観光開発において，重要な資源となるのが，たとえば「日本の原風景」や「心のふるさと」といわれるような景観である。しかし，これらの景観は地域住民にとっては見慣れたものであり，その文化的価値や観光資源としての価値が見過ごされていた場合も多い。そこで本稿では，これらの農山村景観の価値が地域住民によって再発見され，そして資源化されるもっとも重要な契機としての景観の文化遺産化に着目する。文化遺産制度とは，その物の価値に対して国家が認証を与えるという一種のブランディング・システムである。それは同時に「これは見るべきものである」という「お墨付き」でもあり，ツーリズムの場において重要な意味をもつ。ではその「お墨付き」はその景観にどのような価値を付与し，地域社会にどのような変容をもたらすのか。本稿では，重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「かやぶきの里」を擁する京都府南丹市美山町を事例に，景観の文化遺産化と観光資源化の過程における地域の主体性を考える。

2. 景観の文化遺産化

2–1. 風景と景観

> 景観の方が風景よりも客観的な側面を重視した，少なくとも重視した方向性を有する語として使用されている。（中略）少なくとも，他者にも理解・確認できる対象として景観の語が使用されている。
>
> （金田 2012：2）

昭和 25（1950）年に制定された日本の文化財保護制度は，それまでの文化財保護に関係する各種法律を一本化し，建造物，美術品などの有形文化財，音楽や工芸技術などの無形文化財，さらには史跡・名勝・天然記念物などを含む，性格の異なる広範な保護対象を一括して文化財として規定する画期的なものであり，当時の世界では類をみない法制度といわれている（垣内 2011）。そこで文化財のひとつとして規定されている「名勝」は，自然科学の尺度からだけでなく人間の営みとの関わりの中で，ある景観に人文学的価値を見出す文化財概念である。このような景観や風景を鑑賞し評価する議論はわが国おいては志賀重昂の『日本風景論』（1894）などに代表されるように明治期から盛んであった。しかし，これらの「風景

論」は地域固有の名勝や史跡などの保全を訴える運動は，愛郷運動・郷土保護思想などにみられるように，「〈皇国〉と郷土がここではイコールで結ばれている」というようなナショナリズムと強く結びつくものであり，とくに大正末までのこれらの運動は「情緒的な保存」といえる性質をもっていたという（赤坂 1998）。これに対して，より一般性と客観性を持った「科学のまなざし」に対応した議論の構築を目指すものとして使用されはじめたのが，「景観」という用語であった。しかし，この「景観」という語を考案した植物学者・三好学がその概念の基礎としたのは英語の「landscape」ではなく，ドイツ語の「landschaft」であった。英語の landscape が，絵画や造園などを含む視覚的要素を意味する表現であるのに対し，landschaft は「地域」という，空間的広がりや自然環境だけでなく，政治的社会的な組織体や人々の生活，文化なども含みこんだ意味を並立するものである。たとえば英語では，これらの意味は「landscape」と「country」として使い分けられるものである。しかし日本では 1930 年代以降，景観を「landscape」的に静態的に捉える議論が関心を集めてきたという（金田 2012）。そして現在，ふたたび地域の人々の生活とともにあり動態的かつ多様な価値と意味をもった「生きられるシステム」としての景観としての価値が見出されている。これは「landshaft」としての景観論の復権ともいえるかもしれない。

2–2. 景観と町並み保存の動き

ヨーロッパでは 19 世紀に戦争被害の経験から歴史的建造物や遺跡などの不動産文化遺産保存の取り組みが始まるが，それらは個々の建造物などを想定した「点」としての保存であった(1)。それに対し，ある一定のゾーンを設定し，そこを保護する先駆的な取り組みとしては 1872 年のアメリカ，イエローストーン国立公園の成立などがあったが，それは自然科学的な観点から希少な景観を「奇観」として評価したものである。それは自然環境への価値を認めたものであり，町並みや，自然環境と人々の生活がおりなす景観そのものを文化遺産とみなし（いわば「文化的景観」として），それを「面」として保存しようという取り組みは，イギリスで 1895 年に始まるナショナル・トラスト運動を待たねばならなかった。ナショナル・トラスト運動は産業革命の一環として起こった農業革命，とくにエンクロージャー（囲い込み運動）に対する反対運動を契機としているが，それは産業革命が進行した結果，広大な農地や森林を含むイギリスの自然環境の多くが破壊され，さらに工業化により都市住民の住環境が悪化の一途をたどっていた頃でもあり，ナショナル・トラスト運動の発起人の一人であるオクタビア・ヒル女史は貧困層の住宅改良運動の先駆者として著名な人物である。つまり英国のナショナル・トラスト運動は，悪化する住環境での生活を強いられる都市住民のレクリエーション的な自然環境の利用の要求に後押しされたものであったといえる。そして彼らが求めたより良い住環境とは田園地帯であった（木原 1992）。

イギリスには 18 世紀より，「大地との結びつきをたたえ」「世界との和合を寿ぐ」ことのできる場所として農村をロマン主義的に理想化した牧歌や田園劇や田園を描いた風景画が流行し，ワーズワースやコールリッジなどの田園詩人たちに代表されるような田園芸術が大きな人文学的価値を持つと認識されていた（Starobinski 1964）。それは人々に住環境としての田園地帯の魅力を提示し，1898 年にエベネザー・ハワードが提唱した田園都市思想など脱都市を志向するルーラリズム（満田 1999）を育む土壌となっていた。

そのような彼らのルーラリズムを考える時に重要となるのはアメニティの概念である。アメニティとは 18 世紀ごろよりイギリスで盛んに意識されるようになった，主に住環境をめぐる価値観であり，「快適性」や「快適な環境」，「住み心地のよさ」と訳されることが多い。しかし，この価値観は単に自然環境や物理的な衛生環境などのみを指すのではなく，産業革命や農業革命で進んだ開発によってそれまでの住環境を急速に喪失（多くの場合，住環境はそれまでより悪化した）したイギリス人の経験から，「しかるべきものが，しかるべきところに存在する状態」（“The right thing in the right place”）を保存し創造してゆこうという

思想であるという。そこで「しかるべきもの」とみなされるものとは，自然科学的に数量化できるものだけでなく，「海辺をわたる潮風」「古くから村に伝わる一本の木」「遠くに見える教会の尖塔」などの歴史的環境や地域文化も重視される。いわば，「数量化を超えた環境観」であり，そしてそこにはそれらの自然や歴史的環境を地域住民の精神的連帯のシンボルとみなす思想も含意される（木原 1992）。

また，現在の国家による歴史的環境保全制度の先行的制度とされているもののひとつには，1962 年に制定されたフランスのマルロー法がある(2)。しかし，これに先立って同国では 1943 年に歴史的建造物の周囲 500 m に関する景観保存制度である「都市計画法」が誕生しており，ゾーニングの概念を取り入れ原則的には歴史的建造物とともに見えるあらゆる建物と土地利用の在り方を規制していた。これは歴史的建造物を単体ではなく，周囲の景観との調和の中で価値を持つもの，つまり景観として捉えるもので，後の世界遺産条約の中で特徴とされるバッファゾーンの概念を先取るものともいえる。またマルロー法とほぼ同時代に，イギリスで住民の住環境保全の中に町並み保全を盛り込んだシビックアメニティーズ法（1967 年）なども制定されており，このことから都市計画と文化遺産保護を統一した法規のもとに行う動きが各国で活発化しており，日本においても街並み保全制度への関心が高まりつつあった。

2–3. 日本の景観保全制度～伝建制度から文化的景観へ

日本では大正時代から自然科学的な希少性や価値ではなく，芸術上または鑑賞上の価値という人文的価値づけから景観を保護すべき文化財とする「名勝」というカテゴリが存在していた。これは自然と文化を二元論的に分断せず，自然と文化の関わりの在り方を評価する現在の景観保護の先進的概念であるということもできる（田中 2012）。このような人文的名勝を保存する取り組みの主なものとしては，1966 年からはじまる古墳，城跡等の遺跡の広域保存と資料の一体的な保存・活用を図る「風土記の丘」事業や，1978 年から調査と選定が開始された「歴史の道百選」，また古都保存法などによる歴史的風土特別保存地区制度などがあり，これらを通して名勝景観の面的保存態勢が整備されていった。しかし，これらの制度ついては次のようなことがいえるという。

> これらは主として人々の直接の生活の場ではない区域を保護対象としている。したがって，生活との関連においての人々の保存や活用に係る主体的な勢力を必ずしも想定していない。これに対して伝建制度（伝統的建造物群保存制度）は，（中略）まさに文化財の保存が日常生活の場で行われる制度である。
>
> （苅谷 2000）
>
> ＊（　）内筆者

本論で考察する文化遺産は「文化的景観」とよばれるものである。それはある地域における人々の日常生活と文化の総体を文化遺産とするものである。そのような文化的景観が，わが国においてどのように文化遺産として見出され，保存されてきたかを検証する観点からは，ここでとりあげる伝統建造物群保存制度（以下，伝建制度と略記する）は特に重要なものとなる。まずは，人々の「日常生活の場」を文化遺産として考える伝建制度がどのような背景で誕生し，それが日本の文化財制度の中でどのような意味をもつのかを，そのきっかけとなった町並み保存運動の動きからみていく。

町並みの保存に関しては，1960 年代ごろから「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（1966 年）など，歴史的町並みや歴史的環境を保存しようとする動きが盛んになった。これは 1960 年代の高度経済成長期において，伝統的な町並みや農山村の集落など歴史的景観がかつてないほどの規模とスピードで失われていったことに対する危機感が全国で高まったことを背景としている。それに対して 1964 年の鎌倉鶴が丘八幡宮の宅地造成計画反対運動を皮切りに，各地で歴史的景観をめぐる保存運動が起こり，地方公共団体が次々と独自の保存措置や保存に関する条例の制定に取り組み始めた。

この 1960 年代という時代は国の文化財制度にとっても，さまざまな論点から制度や保存態勢の見直しを迫られていた時期でもあった。それらの議論の中には，たとえば，一定の地域内に散在する歴史的建造物の単体保存から集団保存への移行をめぐるものなどもあったが（日名子 1970），より根本的なものとして文化財という概念そのものに関わる議論もあった。ちょうど各地で町並み保全の機運が高まってきた 1960 年代後半は，明治から始まる文化財保護制度の歴史の中で，国家レベルの歴史や文化に関わる文化遺産はひとわたり指定されてしまい，指定候補の中に「国の栄光を輝かせるような性格のもの」が少なくなってきた時期であった。つまり，指定候補に挙がるもののなかに「国の歴史，文化を代表する建築というよりも，その土地として大事なもの」が多くなってきた頃だという（伊藤 2000）。また，それまでの「上からの国定保護」の権力性とイデオロギー性への批判も高まり，「民主的で正しい文化財の守られ方は，地域の住民がみずから文化財を登録文化財として申請」すべきであるというような，地域社会の自発的で主体的な文化遺産の評価と保護の必要性に関する指摘も内外からなされていた（林 1975）。つまり，これまでの国本位の「文化財」の概念をどのように拡大し，地域社会の自主性や個別性をくみ取れるものにするかが課題となっていたのである(3)。

そのような状況の中で，「新全国総合開発計画」（1969 年）においてはじめて，歴史的環境保存と開発計画との調和の重要性を提示する「歴史的環境の保護，保存」という項目が設けられることになった。さらに各地方の町並み保存運動や地方自治体の条例制定に後押しされる形で 1975 年の文化財保護法改正の際に「伝統建造物群保存地区」の制度が導入される。この制度では「伝統的建造物群」とは「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」であり，「伝統建造物群保存地区」とは「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため（中略）市町村が定める地区」とされており，文化遺産の価値を建造物単体で評価するのではなく，周囲の環境の中で価値を有するものとして捉え，「面」としての集団保存の要請に応えるものとなっている。

さらにこの後，世界遺産における「文化的景観」概念の導入（1992 年）や 2004 年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が「信仰の山」という文化的景観としての価値が認められ，世界遺産として登録されたことなどを受け，2005 年の文化財法改正の際に保護すべき文化財の一類型として，文化的景観の概念が導入されることとなった。それまでの景観保全に関する各種制度が景観保全の意義や重要性を確認し，保存のための規制や誘導ツールなどを整備してきたことの集大成として，このような文化財保護法に文化的景観という概念が導入されたことは，どのような景観に価値があり重要であるかをより具体的に示したものであるといえる（西村 2006）。そこでも，もちろん歴史や自然，生活様式などの価値評価において地域の固有性が重視される姿勢が継承されている。

2–4. 景観の文化遺産化と地域の主体性

> 景観は，場所の可視的・物質的な一面として，強力な印象と感情を喚起できる。それはコミュニティの価値の構成を扶助し，場所に基づく社会的アイデンティティと分化の中で，中心的役割を演ずる。
>
> （J. Duncan and N. Duncan 2001）

景観とは，特にそこで暮らす人々の社会的アイデンティティの構成と分かちがたく存在するものである。「地域の景観は，歴史，文化，伝統と強く結びつき，日々の生活の中で形づくられる」（根木 2002）というように，自然環境とそこで暮らす人々の生活や文化との関わりの総体である景観という文化遺産は，時に個々人の主観的な「風景」とも表裏一体であり，他の文化遺産にはない動態的かつ多様な歴史性や意味を持っている。それが国の文化財保護制度や世界遺産制度において価値を認められ，文化遺産として社会で認識されるということは何を意味するのだろうか。

今回とくに取り上げる伝建制度が当時，画期的

であったのは都市計画または条例により市町村自身が伝統建造物群保存地区を定め，国はそれに基づきとくに価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定するという方式をとっていること，さらにこれまでの文化財のように規制や保存事業を国が直接行うのではなく市町村が行う保存事業を国が補助するという形をとることである。

> これは，保存地区内では多数の住民が現に生活しており，町並みの保存は地域住民の意思に負うところが大きいところから，住民の意思を尊重し，その合意と市町村の自主決定を前提としたことによるものであり，他の文化財の指定などには見られない大きな特色となっている。（根木 2002：152）

これは，これまで，「国の威光」を内外に誇示するものとして，国が選び，国が評価し，国が保存を行ってきた文化財制度の中ではじめて，地域社会が選定し，評価し，そして保存の道筋をつけることができるようになったものである。これによって，一義的に国の歴史や文化を代表するものとしてではなく，国に対して「その土地として大事なもの」を「その土地」の価値観や歴史的文脈での評価をその文化財の価値として認めさせ，さらにはその文化財とどう向き合っていくかも国ではなく地域社会が決定することが可能になったのだ。このように伝統的建造物群保存地区の制度は，我が国の文化財保護制度の歴史の中でも，とくに文化遺産とは何であるか，誰のものか，という理念や所有をめぐって大きなターニングポイントとなるものであったといえるだろう。

従来の文化財保護制度においては地域社会の文化遺産が国から一方的に選ばれ保護されるだけだった。歴史的町並みの景観という文化遺産の選択においては，逆に地域が何を守るべきかを選択し，また主体的に保護活動を担い，国はそれらの活動を補助するという新しい文化財保護のフローが実現した。これらはより普遍的で大きな枠組みによって行われてきた価値付与の行為に対する個別的な文脈の意趣返しであり，それまでの権威の在りかと価値付与フローを変える志向をもつものであった。

地域の景観が国家やユネスコなどによって価値を認められ，文化遺産化されると，それはツーリズムによる地域振興や地域アイデンティティに資する地域の「資源」となるといわれる。「好ましい文化的景観の保護によって，地域の付加価値を高める，つまり地域の資源を形成することに結び付く」というものである（金田 2006）。たしかに特に過疎に悩む地域などの文化的景観が文化遺産化されることによる地域振興への期待は大きい。しかし，他の文化遺産に比して文化的景観の持っているインパクトは他にもある。それはまさに文化的景観がローカルな文化の在り方そのものの固有性に価値を見出すものであることに起因する。それまでの文化遺産制度は国民国家や世界遺産などの大きなシステムの中で，なかばトップダウン式に，たとえば国家にとっての意味や価値などを付与されてきた。しかし，文化的景観をめぐっては，国家や世界遺産制度などの大きな文脈では回収しきれない地域の個別的な文脈における価値に対して守るべきものとしての「お墨付き」が与えられる傾向がある。

各国で文化遺産を観光資源とした地域振興の取り組みが盛んである。このような取り組みはとくに景観をめぐる遺産で顕著であり，我が国の文化的景観をめぐる文化遺産制度である伝統的建造物群保存地区や重要文化的景観，また 2008 年に施行された「歴史まちづくり法」なども，これらの制度が付与する「お墨付き」が観光開発のための重要なブランドになっている。その指定や制度の運用にあたっては地域の意志や自己決定，主体性が大きく尊重されるものであるからこそ，ますます地域振興の期待を賭けた景観の文化遺産化が進行していくこととなる。まさにこれらのブランドは地域の「生き残り」をかけた観光資源の目玉となっているともいえるのである。では，そこに資源としての価値を見出された景観は，どのように商品化され，消費されていくのだろうか。

3.「ふるさと」という資源

3–1.「ふるさと」を提供する農山村ツーリズム

日本において農山村地域におけるツーリズムが盛んになる契機は，1960 年代後半から次第に表面化した農業の低迷を受けて，農山村に農業生産の場という視点に加えあらたな価値を見出す必要性であった。それ以前にも農閑期である冬季のスキー客相手の民宿やイチゴ園やナシもぎとりなどの観光農園の営業が散見されるが，いずれも従来の農業経営や農地利用，農村景観などを変化させるほどのものではなかった。そのようなわが国における農山村とツーリズムの関係に転機をもたらすのは，先述の農業の衰退と高度経済成長であるという（山田 2008）。ちょうど 1960 年代からの高度経済成長期に国民の所得上昇と余暇時間の増加を受け，都市住民の間でレジャーやレクリエーションの場としての農山村の需要が高まる。スキーなどのレジャーが大衆化されるのもこの頃である。さらに 1970 年代には減反政策などコメの生産調整が始まり，産業としての，また生業としての農業の衰退が深刻なものとなり，観光業への依存度を高める地域が多くなる。このような中で 1970 年代にはいわゆる「ふるさと運動」が各地で盛んになる。これは農山村ツーリズムの一環でありながら，都市住民と農山村住民の交流という社会的効果を重視するもので，従来の農山村ツーリズムと異なり，新たな施設など，いわゆる「ハコモノ」を建設するのではなく農山村の持つ文化，風習，自然環境，産業などを観光資源と考え，「特別町民制度」などを通して都市住民に「ふるさと」を提供するものである。これは後述する 1970 年代以降の「ふるさと」ブームと連動しながら全国に広がっていき，とくに 1980 年代のバブル景気によるスキー場などのリゾート開発ラッシュの恩恵にあずかれなかった農山村地域の多くが，この新しく特別な資源を必要としない「ふるさと」という観光資源へ目を向けることとなる。

そのような中で，1992 年，農林水産省が農山村地域の過疎化や農林漁業の産業としての落ち込みなどへの対応として「新しい食料・農業・農村施策の方向」（通称「新施策」）を発表し，その中に「都市にも開かれた美しい農村空間の形成にも資するグリーン・ツーリズムの振興をはかる」という内容が盛り込まれる。農林水産省によるグリーン・ツーリズムの定義は「緑豊かな農村地域において，その自然・文化・人々との交流を楽しむ，滞在型の余暇活動」とされるものであり，これはもちろん農村地域全体の所得の維持・確保を視野に入れたものでありながら，物的交流よりも人的交流に重点を置くこと，大規模開発ではなく既存の地域資源を有効活用すること，社会的・文化的にも地域に貢献する可能性があるものであること，地域主導で取り組むべきこと等が示されている（堂下 2004）。また，これを受けて 1994 年には農山村における古民家を利用した民宿などの開業を促し，都市住民の滞在受け入れ態勢の整備を目的とした「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備促進法」が施行されている。さらに 1998 年に閣議決定された「21 世紀の国土のグランド・デザイン」や，1999 年に制定された「食糧・農業・基本法」（新農基法）では地域の伝統芸能や伝統文化などといった「伝統」による地域活性化が謳われている。このような行政の後押しもあり，農山村ツーリズムにおいては，地域の文化つまり「普通の農村のあるがままの姿が資源となる」という認識が全国的に共有されていくことになる（湯川 2010）。

このような農山村ツーリズム政策は，減反政策などによって生じた遊休農地の転用と，それによって疲弊した農村の新たな開発が大きな目的であり（青木 2007），さらにはガット・ウルグアイラウンド合意後の農林産物輸入の拡大を見越した地域農業の「切り捨て」政策と表裏を成すもので，これ以降の農村振興政策の柱として位置づけられることになる（大浦 2008）。つまり，このような都市農山村交流推進の政策的な流れは，市場のグローバル化に連動した国内農山村の機能や位置づけの再編成の一環ともいえるだろう。かつての農産林業に代わる経済的・産業的資源を持ち得ないがゆえに若年層の流失や高齢化，過疎化が問題となっていた地域にとって，新たなハコモノなどを必要としない，「すでにある」文化の商品化・観

光資源化は有効な経済振興手段として受け入れられ，「地方の時代」というスローガンの下に 1980 年代前半から始まっていた「まちおこし・むらおこし」の運動が各地でさらに活発化する。

3–2. 農山村空間の商品化

農山村を舞台としたこのようなツーリズムに関しては，かつて「もっと文化的でなければならない」として，「封建的な農村／農家」を合理的な運営に基づく地域共同体／経営共同体へと移行させることを目的とした戦後の「生活改善運動」などを通して，近代以降繰り返し否定されてきた農山村の「文化」に対する位置づけの大きな転換であるということもできるという（中村 2007）。1980 年代以降，農山村に対して，それまでとはことなり，そこには「豊かな文化」が残されており，それは継承し保持し続けなければならないという捉え方が顕著となる。それ以前の「文化」の文脈（たとえば「文化的な暮らし」など）が物質的な豊かさや「西洋文明」とほぼ同義であったことに対し，高度経済成長によって都市の主導する物質的・経済的な発展による「文化的地ならし」が一段落し，次に求められた「豊かさ」は，「古いもの」がもたらしてくれる「精神的豊かさ」であった。そしてそれは「新しいもの」で埋め尽くされた中央・都市ではなく，周縁である地方にあると想定された。こうして地方・農山村は中央・都市との関係において「ふるさと」として位置づけ直されたのである。このような地元における地域おこしへの欲求と都市住民の抱くノスタルジアの感情が結びついて発生した観光の形態を川森は「ふるさと観光」としている（川森 2001・2007）。

しかし，これらの動きもまた，本稿ですでに論じた文化的景観の文化遺産化とその文化資源化と同様の構造をもつもので，中央・都市という外部による査定と権威の付与による文化の商品化・観光資源化という側面を持っており，「文化を売り物にする」という戦略でもある。秋津はこのような農村空間の商品化を「居住やツーリズム，レクリエーション，体験の場として農村が評価され，消費の対象となること」としている（秋津 2007）。しかし，それらの観光資源としての農村空間や地域文化はかならずしも所与のものではない。

> 一見すると伝統的であるかのようにみえる文化も，一般には常に変化しつつある。それをあえて固定化して観光資源とする背景には，行政，観光業者，地域住民による人為的な経営戦略が働いている。つまり，観光資源を商品として売り出すときに，資源そのものとイメージの固定化が図られている。なぜならパッケージと中身が違ってしまっては。商品として成り立たないからである。
>
> （青木 2007：68–69）

どれだけ所与に見える地域文化であったとしても，資源化され，商品化されるなかで，かならずそれに関わる人々の手でパッケージングや改変がなされる。それはマスメディアや観光のまなざしにさらされる経験の中で，それらのまなざしを受けた人々が自分たちの文化を脱構築しながら操作可能な対象とすることにより，ただ一方的に意味や物語を押し付けられ，消費されるという「力の構造」に抵抗する「文化の客体化」（太田 1993）をめぐるものであるともいえよう。そのような地域の資源が消費され尽くしてしまうことを主体的にコントロールしていこうとする取り組みについて，中村は次のように指摘している。

> 文化の観光資源化はそれまで地域に継承されてきた文化を観光のためのリソースとしてとらえ直すわけだが，現在の地域住民はそれを切り売りしながら「消費」していることになる。一方，まちおこし・むらおこしは，既存産業と組み合わせたり，既存産業に新しい要素を付加することで，新たな産業・新たなリソースを「生産」している。このようにリソース（資源）の消費と生産というまったく逆のベクトルを本来両者は持っていたということは，果てしない文化の資源化・商品化競争というリソースの「浪費」傾向が一層強まる現在においてはもっと認識されてよい。
>
> （中村 2007：18）

市場に「商品」として参入した地域文化は，同様に陳列される他の商品との間で常に差別化や競争が要求される。このような文化を商品化するむらおこし・まちおこしの場は，たしかに「文化の担い手自身が疎外され，文化に優劣がつけられ，使いまわされたり使い古されたりする」（中村2007）危険が常に伴う場所ではあるが，消費するだけではない数々の新たなリソースが「生産」される場でもあるのだ。そのような構造の中で，農山村の「ふるさと」イメージはメディアで，またはツーリズムの場で消費され，また再生産されている。

4.「かやぶきの里」のむらおこし ～美山町の伝建とツーリズム

4–1. 美山町概要

伝建選定などによる景観の文化遺産化とそれを資源とした地域振興を考える本稿で事例として取り上げるのは，京都府南丹市美山町（旧・北桑田郡美山町）である。「日本のふるさと」や「日本の原風景」と評される「かやぶきの里」（重要伝統的建造物群保存地区「美山町北」）を擁する美山町は，京都市内から国道 162 号線で約 56 km（自動車での所用時間は約 80 分）離れた京都府のほぼ中央に位置している。かつては摂津方面と若狭をむすぶ鯖・塩街道として往来の多かった土地であり，現在では北に福井県，東に滋賀県の県境に接している。町面積の約 97% にあたる 331.47 k㎡は山林であり，典型的な中山間地域農村といえる。町の中央を東西方向に由良川が流れており，その源流には西日本最大級である広さ 4200 ha の「原生林」ともいわれる天然林が残されている京都大学農学部付属芦生演習林があり，我が国でも貴重な自然環境が残されている場所としてメディアで取り上げられることも多い。

しかし過疎化と少子高齢化の進行は深刻で，人口は南丹市に合併される 2005 年には約 5000 人ほどであった。高齢化率（65 歳以上の人口の占める割合）も 10.2%（1965 年）から 32.6%（2001 年）と激増している(4)。かつての主要産業だった薪炭・林業などは昭和 50 年代以降，低迷傾向にある。また各農家の経営規模も小さく，山がちな地形は農業適地とはいい難い。そこで過疎対策・「村おこし」として注目されたのが，伝建への選定（1993 年）以降，観光入り込み客の著しい増加を見せる北地区の茅葺き民家集落を中心とした観光産業である。行政は豊かな自然や，北地区の茅葺き民家集落など「美しい日本の原風景を残すかやぶき民家と清流の里」（美山町広報より）をキャッチ・フレーズとして都市農村交流などによる町の活性化に活路を求め，いわゆる「ふるさと」観光の名所として，またグリーン・ツーリズムや農山村ツーリズムによる村おこしの成功事例として広く知られようになった。このような美山町の景観に象徴されるような「日本一の田舎づくり」を掲げるまちづくりが評価され，2001 年には「優秀観光地づくり国土交通大臣賞金賞」を受賞，2005 年には毎日新聞の主催による地方自治大賞にも選ばれている。

4–2. 美山町の「村おこし」史

このような美山町における地域振興の取り組みは以下に述べる 4 期に分けることができる（中野2007）。ここではそれぞれの時期の取り組みの特色に着目しながら，美山町の「村おこし」史を概観する。

第 1 期・農林業の振興：昭和 53（1978）年～

昭和 30 年当時の美山町では人口は 1 万人を超え，とくに盛んであった林業は町内生産額の 50%に上っていたという。しかし昭和 30 年代後半以降の燃料革命や国産木材需要の落ち込み，さらに減反政策による農地荒廃，高度経済成長による都市部への人口流出などが問題になり，昭和 53（1978）年にまず最初の集落の活性化への取り組みが始まる。これは「田んぼは四角に心は円く」というスローガンに象徴的なように，国や府の補助事業を導入した農地の土地基盤整備，農業近代化施設などが中心で，これまでの基幹産業であった農林業の振興を企図するものであった。しかしここで行われた農林業に関する数々の振興策が美山町の農村景観の保全に貢献することとなり，のちの観光産業のための資源となったいえる（堂下2004）。

第 2 期・都市との交流：平成元（1989）年～

農林業の振興を掲げた第 1 期から方針を転換し，第 2 期以降の美山町の村おこしは観光産業へと目を向けるようになる。平成元年を「村おこし元年」と位置づけ，役場内に「村おこし」課を設置，町は旧村単位の村おこし推進委員会を設置し，地域住民自身が主体的に参加する村おこしに取り組み始める。おりしも昭和 63（1988）年に美山町が国土庁の「第 3 回全国農村アメニティコンクール」で優秀賞を受賞したこともあり，この頃から美山町を訪れ，また移住を希望する人々が増え始めていた。そこで町は「都市との交流」をコンセプトとした振興策を展開，平成 4（1992）年には第 3 セクター「美山ふるさと株式会社」を設立し移住・定住の支援体制を整え，また同年には観光拠点として「美山自然文化村」を開村する。これは環境庁がエコ・ツーリズム（1990 年）を，農林水産省がグリーン・ツーリズム（1993 年）を提唱するよりも早く，この時点ですでに都市農村交流をテーマとして農村景観を資源とし村おこしを策定していたことは，先進的な取り組みとして注目に値するものである（堂下 2004）。

第 3 期・新産業おこし：平成 5（1993）年～

1993 年の農林水産省によるグリーン・ツーリズム事業実施を受けて，美山町でも「グリーン・ツーリズム整備構想策定委員会」が設置され，グリーン・ツーリズムの推進に向けての本格的な取り組みが始まる。ここで策定されたモデル構想は「都市と農村の住民が交流することで美山ファンになってもらい（中略）ゆくゆくは美山町に定住してもらうことが最終目的」（中野 2007：40）であり，単なる観光産業の振興にとどまらず移住・定住の促進をも視野に入れたものとなっている。さらにこの年，知井地区北集落の茅葺き民家群が伝建指定を受け，多くの観光客を集める美山町におけるツーリズムの柱として認知されるようになる。

第 4 期・振興会の設立と住民主導の村おこし：平成 13（2001）年～

「日本一の田舎づくり」がテーマとされた第 4 期の村おこしにおいては，第 2 期に発足した「村おこし推進委員会」が「振興会」に改組される。これは深刻な少子高齢化などによる地域の諸問題に対応するだけでなく，村おこしにおいて各地区の住民と行政の連携を強化し，各地域の振興会が自らの地域振興策を企画立案，行政がこれを支援するというものであった。これは地域住民の主体性がより発揮されやすい仕組みを目指したものといえる。

これらの取り組みの結果，美山町の観光産業は大きな成果を収め，1985 年においては約 12 万人であった入り込み客数が，2001 年には 54 万人，2005 年には 70 万人に達するまでに成長した。そしてその村おこしの取り組みは，前述の「優秀観光地づくり国土交通大臣賞金賞」（2001）や毎日新聞の主催による「地方自治大賞」（2005）など高く評価され，全国にひろく知られるものとなった。

4–3. 貧しさのシンボルから「日本の原風景」へ ～景観の再評価と資源化

このような美山町の村おこしの成功要因は，観光資源としての農村景観の豊かさと地域住民の主体的な取り組みであることが指摘されている（堂下 2004）。そしてその観光資源としての農村景観の「目玉」となるものが，1993 年に重要伝統的建造物群保存地区として選定された知井地区・北集落の茅葺き民家集落の景観である。北集落への入込客数は 1992 年以前は 3～4 千人で推移していたものが，伝建地区の選定を受けた 1993 年には 3.5 万人にのぼり，その後は 5 万人を超えるまでとなった。この北集落は家屋の約 6 割が北山型の茅葺き民家であり，伝建地区に選定されて以降は，屋根の葺き替えの補助金制度や，民俗資料館や集落保存センターなどの建設を柱とした「茅葺き山村歴史の里整備事業」の実施，水質保全・町並み保存などを規定した「美しい町づくり条例」などが施行されている。また現在では地域住民の共同出資によって設立された「有限会社　かやぶきの里」によって，景観の保全と食堂や民宿などの観光施設としての茅葺き古民家の活用が行われている。

しかし，昭和 60（1985）年に美山町が作成し

た「美山総合計画」での「観光ネットワーク構想」においては，この北集落の茅葺き民家群はまったく触れられていない。つまりこの景観はもとから地域住民にその価値を見出されていたものではなかったのである。それゆえ伝建指定を受けるまでの経緯も，とくに住民の合意形成をみるまで長い時間と紆余曲折を経ることとなる。

まず昭和 48（1973）年に京都府文化財保護課が保存地区の候補として調査を行うも，住民，行政とも茅葺き民家の保存に関心が薄く伝建の選定は見送られる。そして最終的に北集落が伝建となるのは最初の調査から 20 年後の平成 5（1993）年であった。選定までにこれほどの歳月がかかった理由としてはまず，その景観が伝建地区に選定されると，保存のために文化庁や地方自治体から補助金が交付されるなどの行政対応が得られることと引き換えに，住民による建て替えや利用に種々の規制がかかるようになることが挙げられる。そして，さらに国の伝建制度が，地域住民の合意を得て市町村条例によって指定された中から特に重要な地区を国が選定するという手順を踏むものであることも大きな要因である。つまり伝建地区に指定されることの不利益を鑑みてもなお，自分たちの生活の場を「生きる文化遺産」にするという地域住民の意志が要件とされるのだ。これは地域住民が自分達の生活の場が景観としてどのような価値を持ち，また資源となると認識するかどうかという問題でもある。

とくにこの北集落の茅葺き民家の景観は，地域住民にとってはそこに保存すべき価値を見出すべきものどころか，「そんなみすぼらしいものは潰したらええんや」といわれてきたものであった。つまりそこに暮らす人々にとっては，茅葺き民家集落の景観は，美山町の中でも「忘れられた地域」といわれた知井地区の貧しさや「奥地の人間としての屈辱心」を象徴するものであり(5)，利用や改築を規制されてまでそれを保存しようと思うような対象ではなかったのである。そして，それを観光資源として利用することについても「貧乏を見せ物にするのはどうか」という声もあったという（湯川 2005）。そうであるからこそ，最初の調査から選定までに 20 年もの長い歳月を要したといえる。

景観に対する地域住民のこのような評価を変えていくきっかけとなったものは「都市のまなざし」である。伝建選定に先立ち，1970 年代から民俗学・建築学などの研究者や画家や写真家が集落を訪れるようになり，1980 年代からは徐々に観光客も増え始めていた。茅葺き民家集落の景観を求めてやってくるこれらの訪問者との交流の中で，徐々に地域住民の価値意識が変わっていったものと思われるが，これらの変化は，ちょうど第 3 期村おこしの時期に地域振興の中心的役割を担った世代が都市から帰郷しはじめた頃に起こっている（岩松 2001）。恵まれた農地も商工業もない北集落の人々は都市の学校へ進学し，公務員や教員などになる者が多く，そして「いったん外に出てみると，これだけのもんが遺ってんのはここくらいしかないんかなぁと思った」などと語られるように，離郷の経験が彼らのまなざしを変えた（湯川 2010）。このような帰郷者たちが公務員や教員として得た外部とのネットワークや情報，そしてなにより「都市のまなざし」が自らの集落の景観の再評価を可能にし，文化遺産化と観光資源化への道を開くことになったのである(6)。

おわりに
～「文化がない」ということの資源化

本稿では，「かやぶきの里」として知られる美山町の重要伝統的建築物群保存地区，北集落を事例に，かつては貧しさのシンボルともされていたその景観に，地域住民がどのように文化遺産としての，また観光資源としての価値を見出していったかを考察した。

景観という概念は目に見える風景だけでなくその地域に暮らす人々の生活の在り方をも含みこんだ概念である。そのような景観の文化遺産化とは，人々の生活そのものを保存することに他ならない。それゆえ本稿で取り上げた伝建制度をはじめとする景観を文化遺産化する種々の制度は，地域の人々の自発的・主体的な意思と合意を要件とする。そこで住民たちが問うのは，何のために不自由な思いをしてまで生活の場を文化遺産とするのかということである。だからこそこれらの制度

は，観光を通した村おこしなど地域振興のための重要なブランドとしての機能を期待，要求されることとなる。これは景観の文化遺産化と「文化の商品化」のある種の相互依存関係といえる。とくに農村景観を観光資源としたツーリズムは都市住民のノスタルジアを反映した「ふるさと観光」の形をとる。そこでは茅葺き民家など，皮肉なことに，かつて「田舎には文化がない」とされた時代に農山村の「後進性」や「文化の欠如」のシンボルとされたものこそが，「文化」として価値を持ち，商品化されていくことになる。

東京などの中央と地方の文化をめぐる政治性を論じた田中は，地方文化の空洞化を推し進めた要因である，文化的な差異の価値基準が「物質的豊かさ」や「壮大さ（規模）」などの量的尺度に一元化される「成長文化」への「強迫的なコミットメント」に着目している（田中 1998）。その結果「大都市（典型的には東京）にはすべてがあり，地方にはすべてがない」という認識の中で，「ないことへの絶望」が地方の人々の間で共有されていくことになった。本稿で事例とした美山町においても，茅葺き古民家の景観を文化遺産化して観光資源とすることに対しては「貧乏を見せ物にするのか」という葛藤が生じており，地域住民が伝建選定を受け入れるまでに実に 20 年という時間がかかっていた。これは地域住民が，「すべてがない」場所と考えて来た自分たちの生活の場の意味や価値の文脈を大きく転換することにかかった時間であり，まさに新たな資源を創出するための「生みの苦しみ」だった。

自分達の生活の場を「かやぶきの里」として文化遺産化・観光資源化することに成功した北集落でも，週末のたびに押し寄せる大型バスの車列やあふれかえる観光客など，観光開発の成功ゆえにその景観の最大の価値である「素朴さ」や「田舎らしさ」が失われてしまうことを憂う住民は多く，ポスト・マスツーリズム的志向をもつ新たな観光の在り方が模索されている（寺田 2005）。それは地域の限られた資源を枯渇させることなく，どのように持続可能な観光の在り方を構築するかという取り組みであり，他の自然資源をめぐる問題と同じく，まさに「資源問題」ということができるのである。

参考文献

赤坂　信，1998，「戦前の日本における郷土保護思想の導入の試み」『ランドスケープ研究――日本造園学会誌』61(5)：401–404.

秋津元輝，2007，「カルチュラル・ターンする田舎――今どき農村社会研究ガイド」野田公夫編『生物資源問題と世界――世界資源から考える 21 世紀の農学』7：147–177.

青木隆浩，2007，「グリーン・ツーリズム政策は地域を守れるか」岩本通弥編『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館：62–85.

堂下　恵，2004，「グリーン・ツーリズムによる地域振興――京都府北桑田郡美山町の事例から」『農』277：2–32.

Duncan, J. S. and Duncan, N. G., 2001, Aestheticization of the Politics of Landscape Preservation, Annals of the Association of American Geographers, 91(2), 387–409（＝2004，北條大成訳「景観保存におけるポリティクスの審美化」『空間・社会・地理思想』9：102–125.）

林　英夫，1975，「「国定」文化財イデオロギー」『歴史評論』305：4–8.

日名子元雄，1970，「文化財保護の現状と将来」『建築雑誌』10：715–717.

伊藤延男，2000，「町の顔としての文化遺産」網野善彦・後藤宗俊・飯沼賢司編『ヒトと環境と文化遺産――21 世紀に何を伝えるか』山川出版社.

岩松文代・岩井吉彌，2001，「山村集落の活性化に関する合意形成と住民リーダー――京都府美山町における景観保存を事例として」『日本林學會誌』83(4)，307–31.

垣内恵美子，2011，『文化財の価値を評価する――景観・観光・まちづくり』水曜社.

金田章裕，2012，『文化的景観――生活となりわいの物語』日本経済新聞出版社.

刈谷勇雅，2000，「伝統的建造物群保存地区制度について」文化庁編『歴史的集落・町並みの保存――重要伝統的建造物群保存地区ガイドブック』第一法規出版：228–246.

川森博司，2001，「現代日本における観光と地域社会――ふるさと観光の担い手たち」『民族学研究』66(1)：68–86.

川森博司，2007，「観光の場における民俗体験――ふるさと観光とグリーン・ツーリズム」『神女大史

学』24：43–52.
木原啓吉，1992,『ナショナル・トラスト』三省堂.
満田久義，1999,「ネオ・ルーラリズム論再考」『社会学部論集』32：65–81.
中井治郎，2011,「〈熊野古道〉をめぐるノスタルジアの価値――世界遺産としての文化的景観と熊野修験の再評価」『龍谷大学社会学部紀要』39：43–53.
中村　淳，2007,「文化という名の下に――日本の地域社会に課せられた二つの課題」岩本通弥編『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館：2–36.
中西宏彰，2008,「田舎暮らしにおける新規定住者と農村側住民の共住に関する研究――京都府南丹市美山町 S 集落を事例として」『農林業問題研究』170, 140–145.
中野　修，2007,「美山における村おこしの歩みと今後の課題――京都府南丹市美山町から」『農村計画学会誌』26(1)，39–41.
根木　昭，2002,「文化財政策の意義」川村恒明・根木昭・和田勝彦編『文化財政策概論――文化遺産保護の新たな展開に向けて』東海大学出版会：11–38.
根木　昭，2002,「文化財とまちづくり」川村恒明・根木昭・和田勝彦編『文化財政策概論――文化遺産保護の新たな展開に向けて』東海大学出版会：149–180.
西村幸夫・岡村祐，2006,「風景づくりの規範としての文化的景観」『まちづくり』11：56–59.
太田好信，1993,「文化の客体化――観光をとおした文化とアイデンティティの創造」『民族学研究』57(4)：383–410.
大浦由美，2008,「1990 年代以降における都市農山村交流の政策的展開とその方向性」『林業経済研究』54(1)：40–49.
Starobinski, J., 1964, L'invention de la Liberte, 1700–1789, Editions D'art Albert Skira, Geneve（＝1982，小西嘉幸訳「ノスタルジーとユートピア」『自由の創出――十八世紀の芸術と思想』白水社：171–232.）
田中英資，2012,「文化遺産概念と前提としての保護」『福岡女学院大学紀要　人文学部編』22：205–227.
田中　滋，1998,「行政と都市文化――市場型文化とパトロン型文化」間場寿一編『地方文化の社会学』世界思想社，24–54.
寺田憲弘, 2005,「ポスト・マスツーリズムへの旅――美山町における村おこしを中心として」『里山から見える世界』（龍谷大学里山学・地域共生オープンリサーチ・センター　2005 年次　報告書），367–394.
和田幸信，2007,『フランスの景観を読む――保存と規制の現代都市計画』鹿島出版会.
山田耕生，2008,「日本の農山村地域における農村観光の変遷に関する一考察――「グリーン・ツーリズム」登場以前の 1992 年まで」『共栄大学研究論集』6：13–25.
湯川宗紀, 2005,「町職員達の目から見た町おこし――京都府美山町の事例から」『佛大社会学』30：1–12.
湯川宗紀，2010,「京都府旧美山町の観光事業への取り組み――町職員・地域住民双方の立場から」『佛大社会学』35：12–23.

註

(1)　不動産文化財保存の取り組みが本格化するのは 19 世紀からである。ナポレオン戦争（1803–1815 年）によって自国内の多くの歴史的建造物が甚大な被害を受けたドイツや，1821 年にトルコからの独立を果たした後にアクロポリスの丘の神殿遺跡の保存整備を始めたギリシアなどで建造物や遺跡の保護が開始されている。

(2)　これは正式名称を「フランスの美的文化遺産の保存に関する立法を補完し，かつ不動産修復を促進するための法律」といい，保全地区として指定した地区にある老朽化した「美的文化遺産」の保存と修復を促し，歴史的市街地の修復を目的とするものであった。しかし特筆すべきことには，これは「街区にふさわしくない」と判断された既存家屋の取り壊しとそれに伴う住民の立ち退きを伴うもので，地域住民との間に多くの問題を惹起することとなった。フランスにおいてこのような強い規制を伴う町並み景観保存制度が施行されたことの背景には，17 世紀から繰り返し行われてきた「美観整備」の伝統があるという。とくに「同じ様式の建物が作り出す統一感，調和のとれた景観」を重視するパリの美観整備は，それぞれの時代の国王や大統領によって，時には強権的に行われてきており，とくにオスマンのパリ大改造として知られるナポレオン三世による 19 世紀半ばの美観整備は，わずか 10 数年のうちにパリの全住居の 7 分の 3 が取り壊されたといわれるほど大規模なものであった（和田 2007）。

⑶ このような遺産制度の評価基準が大きな普遍性を文脈から個別的でローカルな文脈へ移行するという動きは世界遺産制度でも 1980 年代以降顕著にみられるようになる。世界中に知られるような知名度のある遺産がひとわたり世界遺産リストに登録された後に，どのように各地域のローカルな文化の価値を評価し，認定していくかということが重要視されるようになる。このように，世界遺産制度における「文化的景観」も日本の伝建制度と同じく，ローカルな文化の文脈をどのように評価するかという問題意識の中で導入されることとなる（中井 2011）。

⑷ 美山町では I ターン移住者の定住促進への取り組みも盛んに行われており，新規定住者の参入が進んだことで，とくに移住者の多い集落では高齢化率の上昇に一定の歯止めがかかっているといわれる（中西 2008）。

⑸ 美山町の 5 つの自治会でもっとも人口が少ないのが知井地区である。

⑹ 1988 年の伝建地区予備調査の際には 7 か所の集落が対象となったが，調査を受け入れたのは北，南（知井地区）と下平屋（平屋地区）の 3 集落であった。そしてその後，南と下平屋は伝建指定受け入れを見送っており，同じ美山町内でも茅葺き民家集落を保存し活用することに対しての温度差があったことが指摘されている（湯川 2010）。